
第3次

香取市地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

つながり育む 支え合いのまち かとり
～ わたしらしく輝けるまち ～

令和6年3月

香取市

はじめに



近年、少子高齢化、人口減少が一段と加速する中、価値観やライフスタイルの多様化、世代ごとの意識の違いなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに本市における少子高齢化と人口減少は、国や県の水準を大きく上回っており、地域福祉活動の担い手の不足や地域のつながりの希薄化など地域が抱える課題は多岐にわたります。

そのような中、本市では第2次地域福祉計画に基づき、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えて、つながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどをはじめとした多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を令和5年4月より開始し、包括的な支援体制の構築に取り組んでまいりました。

この度、第2次香取市地域福祉計画期間が終了することに伴い、これまでの施策の評価分析を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題にも対応すべく、地域福祉を総合的に推進していくため、令和6年度からの6年間を計画期間とする第3次香取市地域福祉計画を策定いたしました。

また、本計画では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画を包含し、一体的に地域福祉の推進に取り組んでまいります。

「地域共生社会」の実現に向け、市民や関係者の皆さまが、地域の課題を自分ごととして捉え、世代や福祉という分野を超えて、地域をともに、つながり創っていくことが大切です。新たに、「つながり育む 支え合いのまち かとり ～わたしらしく輝けるまち～」を基本理念とし、皆さま一人ひとりがその人らしく、暮らしに輝きが持てるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に審議いただきました「香取市地域福祉計画推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係機関・団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

香取市長 伊藤 友則

目次

第1章 計画策定の基本事項	1
1 地域福祉の意義と計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	13
4 地域の範囲の考え方.....	14
5 計画策定の体制.....	15
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	16
1 本市の地域特性.....	16
2 統計からみる現状.....	17
3 アンケート調査からみる現状.....	27
4 第2次計画の評価.....	41
5 地域福祉に関する課題.....	48
第3章 計画の目指す方向	53
1 計画の基本理念.....	53
2 計画の基本目標.....	54
3 計画の体系.....	55
第4章 地域福祉計画の施策展開	56
基本目標 1 地域共生を目指す意識づくり.....	56
基本目標 2 地域福祉推進の体制づくり.....	62
基本目標 3 安全・安心に暮らせる環境づくり.....	70
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	76
1 計画策定の背景と目的.....	76
2 計画の位置付け.....	78
3 成年後見制度を取り巻く現状.....	79
基本目標 4 権利擁護を支える基盤づくり.....	85

第 6 章 再犯防止推進計画	89
1 計画策定の背景と目的	89
2 計画の位置付け.....	92
3 再犯防止を取り巻く現状	92
基本目標 5 再犯防止に向けた地域づくり	99
第 7 章 計画の推進体制	103
1 役割と推進体制.....	103
2 進行管理・評価.....	104
資料編	
1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱	109
2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿	111
3 用語の解説	112

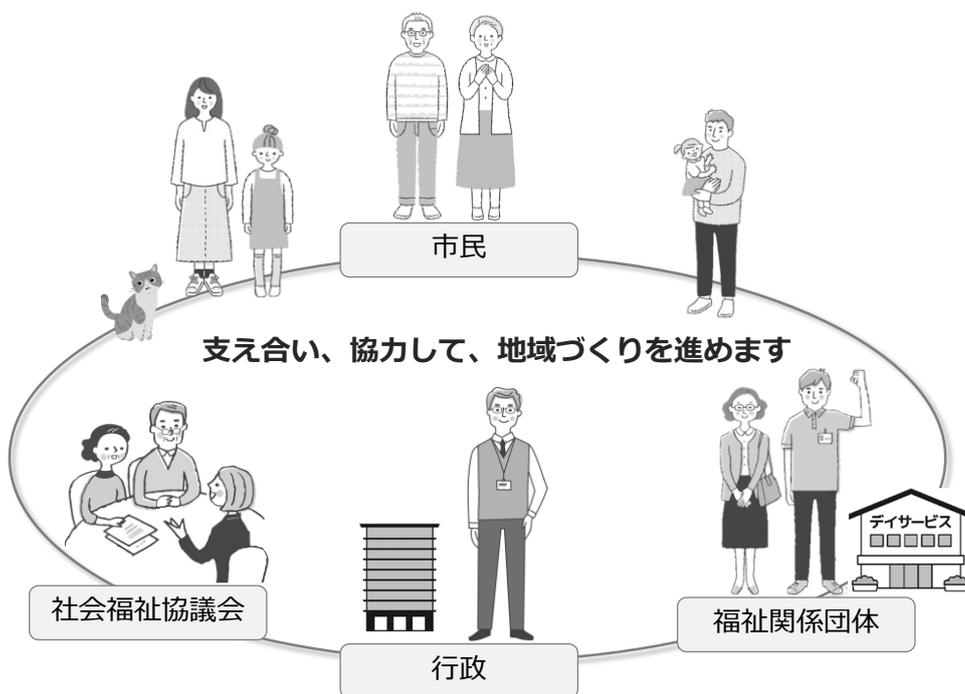
第1章 計画策定の基本事項

1 地域福祉の意義と計画策定の目的

(1) 地域福祉とは

地域の中には、病気、高齢、障害など心身の状況により、あるいは仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、何らかの支援を必要とする人がいます。

地域福祉とは、そのような支援を必要とする人や困りごとを抱えた人たち誰もが地域でその人らしい生活を送れるよう、人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。



地域福祉を進める上では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせることで推進していくことが重要です。



(2) 国・県の動向

これまでは、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに公的な支援制度が整備され、充実が図られてきましたが、近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化し、また、複数の課題が重なり合う複合的なニーズに対しては、制度の枠にとらわれない包括的な対応が求められています。

かつて、このような人々の暮らしにおける課題の多くは、地域や家族同士の助け合いによって支えられてきましたが、核家族化や単身世帯の増加が進み、地域での人々のつながりや交流の意識は弱まっているのが現状です。

このような社会の変化を受けて、国では、制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

令和 2 年の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進は、地域住民同士がお互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、理念や方向性が明確に示されました。

県においても、このような国の動向を踏まえて「第四次千葉県地域福祉支援計画（令和 5 年度～令和 8 年度）」が策定され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図ることとしています。

◆ 社会福祉法（令和 2 年改正）

第 4 条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

◆ 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成 28 年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成 29 年	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行	高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度創設などにより住生活の安定化を推進。
平成 30 年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和 2 年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和 3 年	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和 5 年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。

◆ 千葉県の動向

年	計画	主な内容
平成 31 年	「第三次千葉県地域福祉支援計画（平成 27 年度～平成 32 年度）（中間見直し版）」策定	平成 30 年の社会福祉法改正を受け、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、市町村と県の役割を整理。
令和 3 年	「千葉県再犯防止推進計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」策定	基本理念を示し、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」をはじめとする 7 つの具体的な取り組みにより再犯防止を推進。
令和 5 年	「第四次千葉県地域福祉支援計画（令和 5 年度～令和 8 年度）」策定	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るため、「地域共生社会実現に向けた意識づくり」をはじめとする 6 つの柱をもって施策を推進。

(3) 策定の趣旨

本市では、「健やかに住み続けたい 支えあいのまち 香取」の理念のもとに、平成 24 年度から「香取市地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化のさらなる進展に伴って、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているほか、地域では福祉の担い手も高齢化し、不足しています。また、ひきこもり状態の方や社会的に孤立した状態にある方、ヤングケアラー、ひとり親家庭など、個人や世帯が抱える課題も多様化・複雑化してきています。

このような福祉ニーズに対応するため、国では、制度間の連携を強化するとともに、制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築することを推進しています。また、そのように公的な支援制度の充実を図ることに加えて、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指して取り組むことが示されています。

本市においては、少子高齢化の傾向がより顕著に表れていることから、今後さらに福祉ニーズの高まりが見込まれます。この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の考え方や社会的動向、地域の現状を踏まえ、本市におけるさらなる地域福祉を推進するため、「第 3 次香取市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

「市町村地域福祉計画」は、改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

令和 2 年の同法改正においては、第 106 条の 3 に掲げられた包括的な支援体制の整備を中長期的に進める観点から、第 107 条第 1 項第 5 号にも支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が追加され、市町村の地域福祉計画に盛り込むことが示されました。

◆ 市町村地域福祉計画の位置付け

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

◆ 包括的な支援体制の整備について

第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

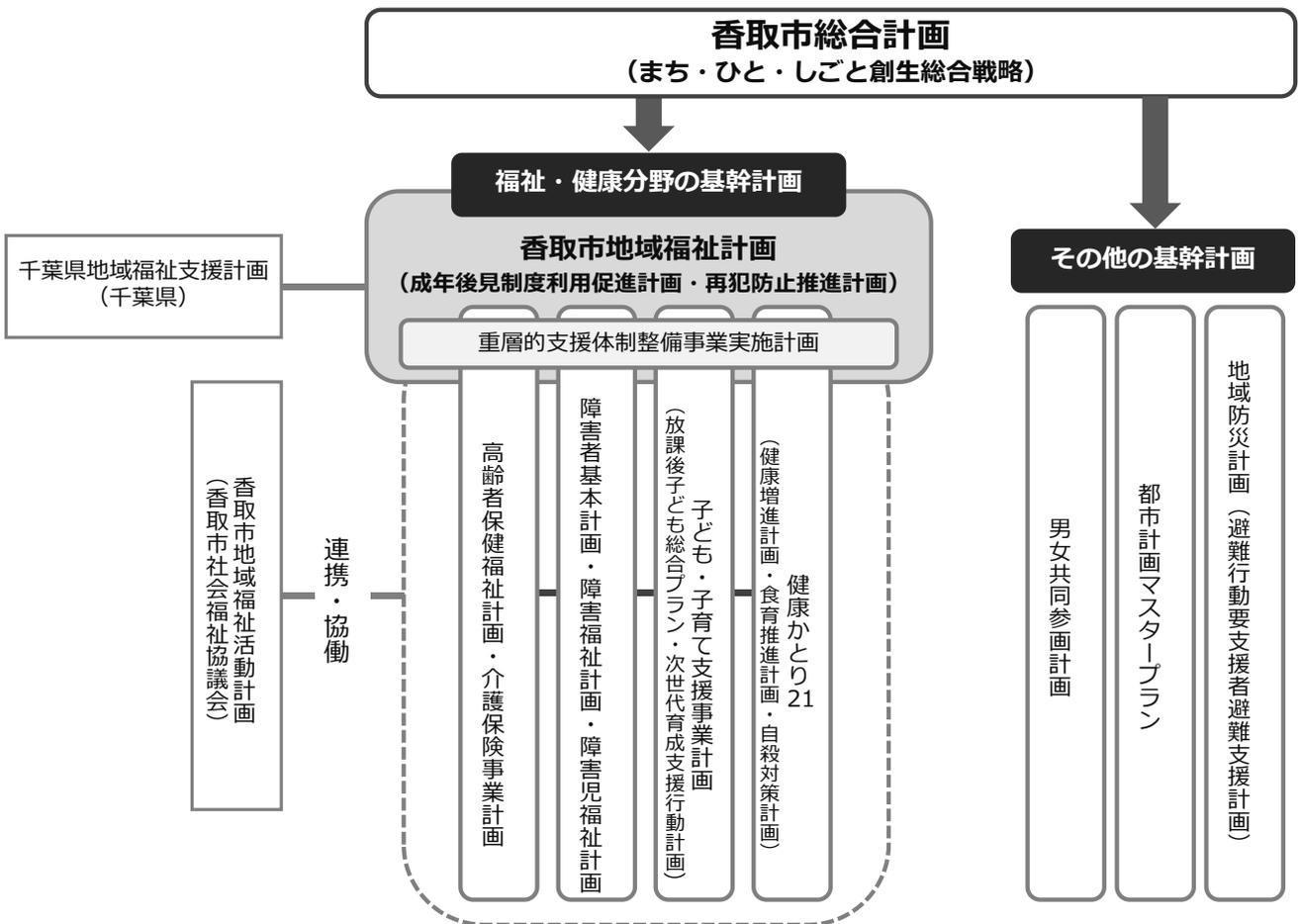
- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(2) 各種計画における位置付け

「香取市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「香取市総合計画」の部門別計画として位置付けられます。また、福祉分野の上位計画として、各福祉分野が共通して取り組むべき分野横断的な施策を盛り込んでいます。

福祉・健康分野の基幹計画には「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画（放課後子ども総合プラン・次世代育成支援行動計画）」、「健康かとり 21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」があります。地域福祉計画は、これら各計画と、各分野の横断的な包括的支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業実施計画」との整合・協働を図りながら、共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と、市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした市全体の取り組みを明らかにしたものです。

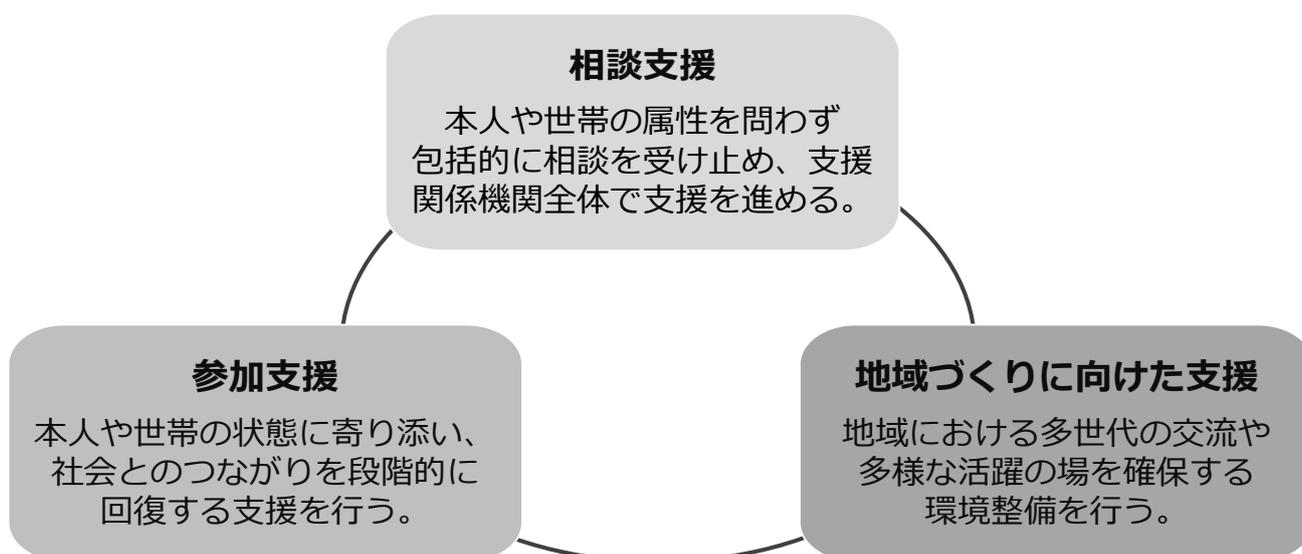
また、第3次香取市地域福祉計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年施行）に基づく成年後見制度利用促進基本計画と、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年施行）に基づく再犯防止推進計画を包含し、一体的に策定しています。



(3) 「横断的」な施策についての位置付けと取組方針

平成 30 年の改正社会福祉法では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」について明記され、より一層分野横断的な施策に取り組むことが求められるようになりました。

さらに、令和 2 年の改正法においては、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「重層的支援体制整備事業」に取り組むことができるようになりました。重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の 3 つを一体的に実施するもので、本市においてもこれら 3 つの支援を柱として、包括的な支援体制の構築を目指して取り組んでいます。



(4) 分野別施策の取組方針

高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、健康づくりに関する取組方針は以下のとおりです。本市では、これら分野別施策の方針を踏まえた上で、横断的に地域福祉を推進していきます。

高齢者福祉、介護・介護予防

◆ 取組方針 1： 介護予防・健康づくりの充実

高齢者が元気に自立した生活を継続できるよう、介護予防の取り組みを推進するとともに、健康づくりや趣味の活動への参加を促進し、地域とのコミュニケーションの機会を広げていきます。また、高齢者を地域の貴重な人材として位置付け、有償・無償のボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

◆ 取組方針 2： 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の人材を確保するとともに、資質の向上に努めていきます。また、他機関との連携を図り、地域包括支援センターの機能や体制を強化するとともに、在宅医療と介護の連携を進めます。さらに、地域共生社会の実現に向け、見守りネットワーク等を通じた住民主体の助け合い、支え合いの地域づくりを推進します。

◆ 取組方針 3： 安心して快適に生活できる環境の充実

認知症に関する情報提供の強化や相談体制の充実により、認知症の予防・支援を推進するとともに、認知症カフェや認知症サポーターなどの活動を通じて、地域ぐるみの支援体制を強化していきます。また、成年後見制度の利用促進と虐待防止の推進とともに、災害時の支援体制や移動手段の確保等による、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

◆ 取組方針 4： 介護保険事業の健全で円滑な運営

支援が必要な高齢者に対して、適切な介護保険サービスが受けられるよう、介護保険サービスの提供体制の確保と介護保険事業の健全で円滑な運営を推進します。

障害者福祉

◆ 取組方針 1： 障害理解・権利擁護の促進および協働の推進

人権啓発や福祉教育の充実等を通じて、市民の障害に対する理解のさらなる促進に取り組みます。また、障害者の権利擁護の推進と虐待防止・差別解消の徹底を図るとともに、市民の共生意識を醸成し、ボランティア活動を推進します。

◆ 取組方針 2： 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもも、ない子どもも、地域とともに学び、育ちあうことができる地域社会を目指し、一人ひとりの状況に応じた発達支援および教育体制の整備に取り組むとともに、将来を見据えた切れ目のない支援を充実します。

◆ 取組方針 3： 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の拡充に取り組みます。

◆ 取組方針 4： 生活支援サービスの充実

障害者一人ひとりの安定した自分らしい地域生活を支えるため、相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、多様な住まいの場の確保、各種福祉サービスの充実と提供体制の構築に取り組みます。また、コミュニケーション支援の充実と情報アクセシビリティの確保を図ります。

◆ 取組方針 5： 安全・安心な生活環境の整備

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。また、医療受診、就労、通所、余暇など、日々の生活に不可欠な移動手段を確保するための対策に取り組みます。災害対策としては、障害者が安全に避難することができるよう、災害時の支援体制を充実します。

◆ 取組方針 6： 社会参加の促進

障害者が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、社会・地域活動への参加を促進します。また、障害者の活動母体である障害者団体への支援も継続します。

子ども・子育て支援

◆ 取組方針 1： 保育のための環境整備

公立および民間の保育所等の保育施設や放課後児童クラブの整備を進めるとともに、多様化・複雑化するニーズや少子化の進展等の動向に応じた保育サービスの充実を図ります。また、さまざまな保育ニーズに対応できるよう、保育士の確保と定着を図り、医療など関係機関との連携を強化します。

◆ 取組方針 2： 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てサークルや地域の関連団体の連携による子育て支援ネットワーク、子育てに関する情報提供体制や相談体制、親子のふれあいの場を整備するなど、すべての家庭が安心して子育てができるよう社会全体で子育て家庭を支えるための体制を整えることにより、子育て家庭が抱えるさまざまな負担感の軽減を図ります。

◆ 取組方針 3： 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を通じた育児支援を推進するとともに、近隣自治体や医師会との連携を通じて小児医療の充実を図り、栄養指導や相談により食育を推進していきます。

◆ 取組方針 4： 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

すべての子どもの人権が尊重され、また、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、障害のある児童やその家族への支援、児童虐待防止のための地域での見守り体制、貧困対策のための環境整備と教育の機会均等、子どもが自立するまでの経済的支援など、支援を必要とする子どもやその家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

健康づくり

◆ 取組方針 1： 生涯を通じて心身とも健康に生きる

生活習慣病予防のための健康診査やがん検診の受診促進、たばこ・アルコールに関する正しい知識の普及啓発と未成年者の喫煙・飲酒防止対策、歯と口腔の健康のための歯科保健事業の充実、歯科疾患の予防啓発などに取り組んでいきます。

◆ 取組方針 2： 運動やスポーツに積極的に取り組み、いきいきと生きる

身体活動や運動・スポーツの普及促進、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、生活習慣病予防のための運動習慣や市民の主体的な健康づくりを推進していきます。

◆ 取組方針 3： 食を通じて豊かな生活をおくる

生涯を通じて健康に過ごすため、正しい食習慣の普及と食育の実践に取り組みます。また、すべての市民が安全で安心な食生活を送れるよう、食の安全に関する情報提供、環境や農作物など自然環境に対する意識の啓発を通じて、持続可能な食に関する知識の普及・推進を図ります。併せて、地域の食文化や食材を活用する地産地消の普及・推進に取り組み、地域の農業や食品産業の活性化を図ります。

◆ 取組方針 4： いつも心穏やかに生きる

こころの健康づくりのための正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、身近なところで気軽に相談できるよう、相談体制の充実とゲートキーパーの養成を推進します。また、教育の場では、いのちの教育の充実を図り、子どもの SOS への気づきを強化します。地域では、近隣や身近な人への声かけなど見守り体制の充実を図ります。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」は、平成 27（2015）年 9 月の国連総会において、加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されています。

本計画では、SDGs の視点を踏まえ、地方自治体として、市の関連する取り組みを具体的に検討するほか、それぞれの基本目標との関連を意識しつつ、付加価値を加えた施策を推進することにより、市民や地域の関係団体の活動とともに、SDGs の目標達成に貢献します。

		 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る
 1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	国内および各国間での不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

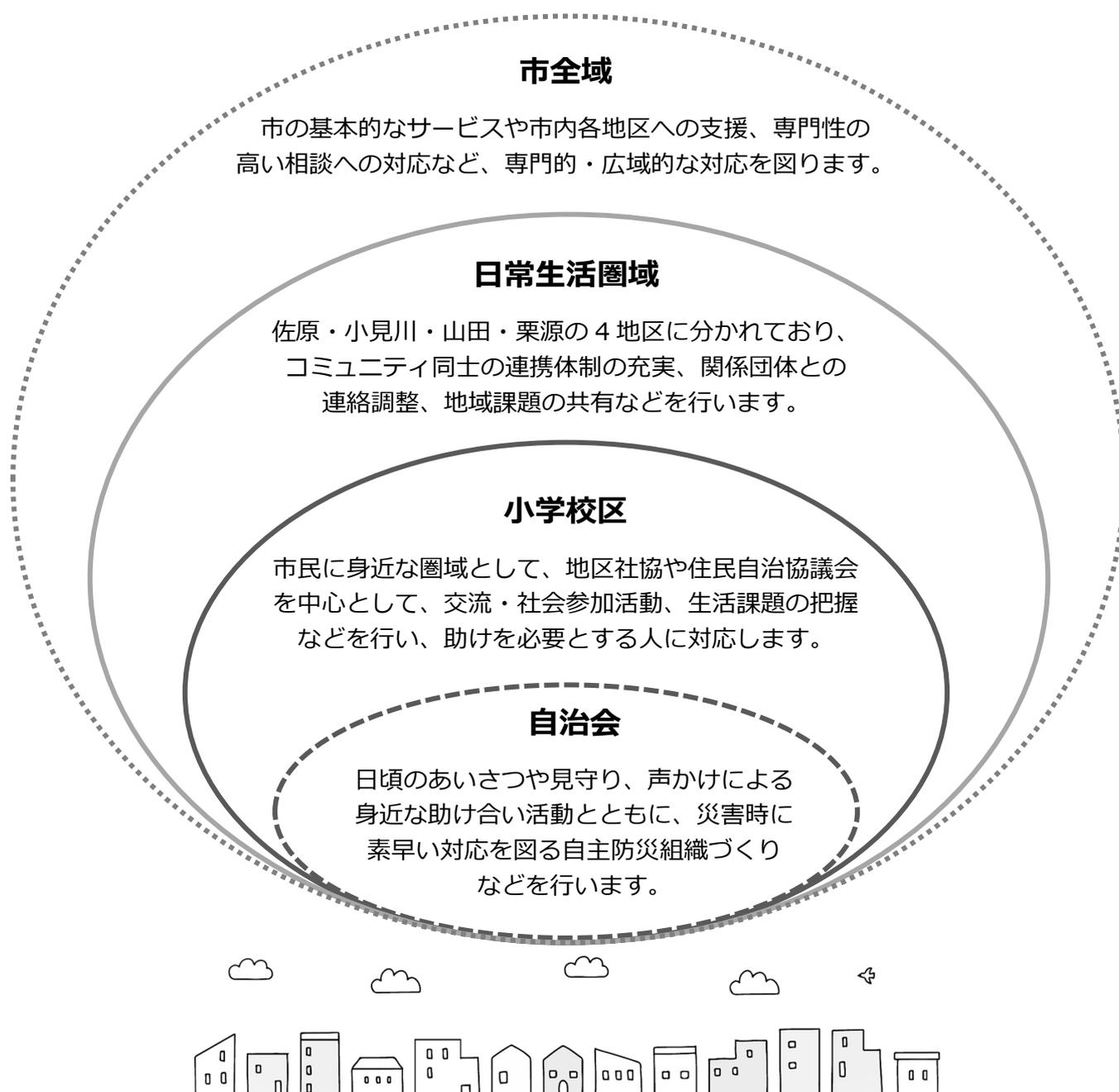
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次香取市総合計画 基本構想 (後期基本計画)				次期計画(予定)	
第3次香取市地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)					
重層的支援体制整備事業実施計画					
高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			次期計画(予定)		
第4次障害者基本計画					
第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			次期計画(予定)		
第2期子ども ・子育て支援 事業計画	次期計画(予定)				
健康かとり21(第3次) (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)			次期計画(予定)		

4 地域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を展開する必要があります。

そのため、本市では、4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

特に、小学校区を市民に身近な圏域として設定し、地区社協や住民自治協議会を中心とした地域福祉の推進を図ります。



5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、地域の資源や課題を洗い出し、計画案づくりに生かしました。また、計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等から成る「香取市地域福祉計画推進委員会」を設置しました。

(1) アンケート調査

18歳以上の市民の方を対象とする「一般市民アンケート調査」と、地域福祉に関係する団体を対象とする「関係団体アンケート調査」の2種類の調査を通じて、情報収集・分析を行いました。また、これら調査に加え、住民自治協議会（まちづくり協議会）を中心とした関係者を対象に追加調査を実施し、小学校区単位の地域の特徴や現状について把握しました。

調査名	調査1 一般市民アンケート調査	調査2 関係団体アンケート調査
対象者	18歳以上の市民	ボランティア連絡協議会登録団体、福祉関係団体等
標本の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全数
アンケート発送数	3,500	170
うち返送数 ¹	23	0
返送数を除いた送付数 ^①	3,477	170
調査方法	郵送およびWeb	郵送およびWeb
調査の実施時期	令和4年11月-12月	令和4年11月-12月
回収数	1,884	110
有効回答数 ^{2②}	1,880	110
有効回答率 ^{②/①}	54.0%	64.7%

¹ 宛先不明で発送元（香取市役所）に返送された調査票の数

² 白紙回答などの無効回答を除いた回答数

(2) 香取市地域福祉計画推進委員会

地域福祉計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する「香取市地域福祉計画推進委員会」を設置し、合計4回の委員会開催を通じて計画の内容を検討しました。

(3) パブリックコメント

地域福祉計画の素案は、本市ホームページにて公表し、意見を募集しました。実施概要は下表のとおりです。

意見の募集期間	令和5年12月25日～令和6年1月23日
意見の件数	提出者数：0名 意見件数：0件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの：0件